

託送料金相当額について

託送料金相当額とは、お客さまへのガスの供給に必要となるガス導管等の供給施設利用料金に相当する金額で、ガス料金に含まれております。

主に家庭用・小規模業務用のお客さま向け（2部料金の場合）

適用される区分はガスのご使用量に応じて毎月決まります。適用される区分の「定額基本料金」と「従量料金(従量料金単価×ガスのご使用量)」を合計した金額が託送料金相当額となります。

託送料金表（2部料金）2023年11月1日実施

(税抜)

適用区分		定額基本料金 (円/月)	従量料金単価 (円/m ³)	低圧導管利用に係る従量料金単価加算額 (円/m ³)
料金表A	0 m ³ から 25 m ³ まで	500.00	68.16	5.78
料金表B	25 m ³ を超え、102 m ³ まで	800.00	56.42	
料金表C	102 m ³ を超え、511 m ³ まで	2,200.00	42.73	
料金表D	511 m ³ を超える場合	5,000.00	37.25	

※道路からお客さまの敷地内まで繋がる導管のうち、ガスの圧力が0.1メガパスカル未満の導管で供給された分については、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加えたものを従量料金単価とします。

計算例

低圧導管利用で1ヵ月のガス使用量が22m³の場合（料金表A適用）

託送料金（税抜）

（定額基本料金） （従量料金+低圧加算）

500.00 円 + (68.16 円+5.78 円) × 22 m³ = 2,126 円 (小数点以下切捨て)

消費税相当額（消費税率10%の場合）

2,126 円 × 0.1 = 212 円 (小数点以下切捨て)

託送料金（税込 消費税率10%）

2,126 円 + 212 円 = 2,338 円

主に業務用・産業用のお客さま向け（3部料金の場合）

ガス小売事業者（当社を含む）が、契約時に下記の3つの料金種別の内1つを選択します。選択された料金種別の「定額基本料金」と「流量基本料金（流量基本料金単価×契約最大払出ガス量）」と「従量料金（従量料金単価×ガスのご使用量）」の合計額が託送料金相当額となります。

託送料金表（3部料金）2023年11月1日実施

（税抜）

適用区分	定額基本料金 （円／月）	流量基本料金単価 （円／m ³ ）	従量料金単価 （円／m ³ ）	低圧導管利用に係る従量料金単価加算額 （円／m ³ ）
料金表E	130,000.00	1,125.00	4.82	5.78
料金表F	200,000.00		4.00	
料金表G	1,194,000.00	100.00	0.85	

※契約最大払出ガス量（m³）は託送供給契約で定める払出ガス量の最大値をいいます。

※道路からお客さまの敷地内まで繋がる導管のうち、ガスの圧力が0.1メガパスカル未満の導管で供給された分については、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加えたものを従量料金単価とします。

計算例

料金種別：料金表E 契約最大払出ガス量 300 m³

中圧導管のみ利用で1ヵ月のガス使用量が 10,000 m³の場合

託送料金（税抜）

$$\begin{aligned} & \text{（定額基本料金）} & \text{（流量基本料金）} & \text{（従量料金）} \\ & 130,000.00 \text{ 円} & + 1,125.00 \text{ 円} \times 300 \text{ m}^3 & + 4.82 \text{ 円} \times 10,000 \text{ m}^3 \\ & = 515,700 \text{ 円（小数点以下切捨て）} \end{aligned}$$

消費税相当額（消費税率10%の場合）

$$515,700 \text{ 円} \times 0.1 = 51,570 \text{ 円（小数点以下切捨て）}$$

託送料金（税込 消費税率10%）

$$515,700 \text{ 円} + 51,570 \text{ 円} = 567,270 \text{ 円}$$